

常任委員会及び理事会設置規定

2022 年 7 月 20 日施行
2023 年 7 月 16 日一部改正
2024 年 3 月 30 日一部改正

第1章 総則

第1条 この規則は、日本 K-sports 連盟（以下「本連盟」という。）常任委員会及び特別委員会並びに理事会の設置に関することを定める。

第2章 委員会

第2条 本連盟は、常任委員会及び特別委員会を置く。常任各委員会及び特別各委員会における規定は各委員会が別にこれを定める。

2 前項に掲げる常任委員会とは、次の各号をいう。

- (1) 総務委員会
- (2) 人事部
- (3) 総務部
- (4) 審判委員会
- (5) 規律・裁定委員会
- (6) 公認委員会
- (7) 情報システム委員会
- (8) 個人情報管理委員会
- (9) 大会組織委員会
- (10) VAR 委員会
- (11) アンチ・ドーピング委員会
- (12) 障がい者 K-sports 委員会
- (13) 広報委員会
- (14) 検定試験部
- (15) K-sports 楽団
- (16) 広報部
- (17) 危機管理委員会

3 前項に掲げる特別委員会とは、次の各号をいう。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策委員会
- (2) 第三者委員会

第3章 委員

第3条 委員会に属する委員は、常任委員会ごとに定めるものとする。但し、委員長及び副委員長は、各委員会1名ずつとする。

第4章 任期

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
 - 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

第6章 広報

第6条 常任委員会は、本連盟とは別に広報活動を行うことができる。

第7章 理事会

第7条 本連盟に、理事会を置く。理事会に関する規定は、理事会が別にこれを定める。

第8条 理事会の種別は、定例理事会又は臨時理事会とする。

- 第9条 定例理事会は、7月及び3月の年2回開催する。
- 2 前項の規定に関わらず、書面において理事総数の過半数の賛成があるときは、

7月の定例理事会を開催しないことができる。但し、定例理事会を開催しない旨の報告を受けた日から起算して7日以内に定例理事会を開催すべき旨の決議を外部評議委員会が採択した場合は定例理事会を開催しなければならない。

- 3 理事会を開催しない旨の決定をしたときは、決定があった日から起算して5日以内にその旨を公表しなければならない。

第8章 規程の改廃

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程は、日本 K-sports 連盟の設立の日から施行する。